

琉球大学学生の懲戒に関する基準

平成20年3月25日
学生生活委員会決定
全学教育委員会決定

(趣旨)

第1条 この基準は、琉球大学学則（以下「学則」という。）第54条及び琉球大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第38条に規定する学生の懲戒処分に関し、適正かつ公正な運用を図るために必要な事項について定める。

(懲戒の種類及び意義)

第2条 学則第54条及び大学院学則第38条に規定する訓告、停学及び退学とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 訓告 学生の行った非違行為を戒め、将来にわたってそのようなことのないよう、口頭及び文書により注意することをいう。
- (2) 停学 一定の期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を禁止することをいう。ただし、ボランティア活動等の奉仕活動については、この限りではない。
- (3) 退学 本学における学生としての身分を失わせること。

2 停学の期間は、有期及び無期とし、有期の停学は期限を付して命じる停学を、無期の停学は期限を付さず、指導による学生の反省等を勘案しながら解除の時期を決定する停学をいう。

(訓告の基準)

第3条 学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、訓告を命じることができる。

- (1) 学内又は学外において非違行為を行った場合
- (2) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合
- (3) 本学が実施する試験等において、監督者の注意又は指示に従わなかった場合
- (4) その他訓告を受けた者の行為を教唆若しくは幫助した場合。

(停学の基準)

第4条 学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、停学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で悪質と判断された場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合
- (5) その他停学を受けた者の行為を教唆若しくは幫助した場合。

2 前項の停学の期間には、春季休業日、夏季休業日、冬季休業日その他休業日を含むものとする。

(退学の基準)

第5条 学生が、次の各号のいずれかに該当する行為を行った場合は、退学を命じることができる。

- (1) 本学の秩序を乱し、本学の教育研究活動を妨げる行為を行った場合で特に悪質と判断した場合
- (2) 学内又は学外において重大な非違行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (3) 本学の規則等又は命令に違反する行為を行った場合で特に悪質と判断された場合
- (4) 本学が実施する試験等において、不正行為を行った場合で特に悪質（替え玉受験等）と判断された場合
- (5) その他退学を受けた者の行為を教唆若しくは幫助した場合。

（悪質性及び重大性の判断）

第6条 前2条において悪質と判断するときは、当該学生の主観的態様、当該非違行為の性質、当該非違行為にいたる動機等を勘案の上、判断するものとする。

2 前2条において重大と判断するときは、当該非違行為により被害を受けた者の精神的苦痛を含めた身体的被害の程度、当該非違行為が社会に及ぼした影響等を勘案の上、判断するものとする。ただし、当該非違行為による被害が物的被害にとどまる場合であっても、当該物的被害が甚大である場合は、重大であると判断するものである。

（懲戒の基準）

第7条 懲戒の基準は、別表左覧に掲げる非違行為の区分及び同表中欄に掲げる非違行為の種類に応じて、それぞれ同表右欄に掲げるものとする。

（懲戒処分に伴う成績の無効等）

第8条 第3条第3号、第4条第1項第4号又は第5条第4号に規定する行為を行った学生に対しては、当該学期に履修した科目の成績を無効として取り扱うものとする。この場合において、無効（不合格：0点）として取り扱う科目は、その悪質性、重大性等から判断し、次の各号のいずれかとする。

- (1) 不正行為を行った授業科目又は任意の授業科目
- (2) 当該学期に履修したすべての授業科目

2 コンピュータ等の不正行為を行ったものは、学内のコンピュータの使用を禁ずる。

（停学期間における措置）

第9条 当該学生の停学の期間中、当該学生の所属する学部等は、当該学生に対して面談等の教育的指導を行うものとする。

（改廃）

第10条 この基準の改廃は、学生生活委員会の議を経て行う。

附 則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年2月27日）

この基準は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年11月29日）

この基準は、平成25年11月29日から施行する。

別表（第7条関係）

懲 戒 の 基 準

種 行 類 為 の	非 違 行 為 の 具 体 例	懲 戒 の 基 準
犯 罪 行 為	殺人、強盗、強姦等の凶悪な犯罪行為又は犯罪未遂行為	退学
	傷害行為、薬物乱用等の行為	退学又は停学
	痴漢行為（覗き見、盗撮行為その他の迷惑行為を含む。）	退学、停学又は訓告
	窃盗、万引き、詐欺、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行為、脅迫、誹謗中傷、名誉毀損、ストーカ行為等の人権侵害行為（インターネット上を含む）、コンピュータ又はインターネット等を利用した不正行為	
建造物又は器物の破壊、汚損、不法改築等、暴力行為、拘禁、拘束等		
交 通 違 反 等 行 為	人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な場合	退学又は停学
	無免許運転、飲酒運転、暴走運転・騒音運転等の悪質な交通法規違反	停学又は訓告
試 験 等 不 正 行 為	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が不正行為を行った場合で特に悪質（替え玉受験等）な場合。又は、それを教唆、ほう助した場合。	退学、停学又は訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が、カンニング等の不正行為をした場合。又はそれを教唆、ほう助した場合。	停学又は訓告
	本学及び他の機関等が実施する試験等で、本学学生が監督者の注意又は指示に従わなかった場合	訓告
の 研 究 活 動 上 の 行 動 為	研究活動（論文作成を含む。）を行う場合の捏造、改ざん、盗用及びこれらの行為の証拠隠滅又は立証妨害をした場合。又はそれを教唆、ほう助した場合。	退学、停学又は訓告
そ の 他 の 非 違 行 為	本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げる暴力的行為	退学、停学又は訓告
	本学が管理する建造物への不法侵入、又はその不正使用、若しくは占拠	停学又は訓告
	セクシャル・ハラスメント及びアカデミックハラスメント等人権侵害に当たる行為	退学、停学又は訓告
	その他学内外での非違行為	